**障がい者差別をなくすために**

平成２８年４月１日現在

|  |
| --- |
| 平成２８年４月　障害者差別解消法がスタート |
| * **この法律は、障がいを理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい共に生きる社会をつくることをめざしています。**
* **行政機関と事業者における差別（「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供（合理的配慮をしないこと）」）を禁止しています。**
* **大阪府や市町村などの地方公共団体に、相談や解決の仕組みを整備することを求めています。**
 |

**市町村**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 窓口の名称 | 電話 | ＦＡＸ | 受付時間 |
| （記入例）○○市 | ○○市福祉部障害福祉課 | XX-XXXX-XXXX | XX-XXXX-XXXX | 月～金　9時～17時 |
|  | 調整中 |  |  |  |

記載している相談窓口は、市町村における代表的な窓口で、必ずしもこちらで全ての相談に対応・解決するものではないことをご了解ください。相談内容に応じて、市町村におけるその他の相談機関につなぐこと場合もあります。

**大阪府**

広域支援相談員の連絡先を掲載